

大谷荘指定居宅介護支援事業所

利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい（償還払い）。

居宅介護支援費（Ⅰ）（要介護1、2）	10,760円
居宅介護支援費（Ⅰ）（要介護3、4、5）	13,980円
特定事業所加算（Ⅱ）	4,070円
初回加算	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円
（Ⅰ）ロ	6,000円
（Ⅱ）イ	6,000円
（Ⅱ）ロ	7,500円
（Ⅲ）	9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。